

印西地域交流プレイス Cafe de Love 利用要綱

平成 30 年 9 月 16 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人昭桜会（以下 施設 という）が地域に開かれた施設として、広く地域住民との交流や連携を図る場となることを目指し、施設内の印西地域交流プレイス Cafe de Love の使用方法について必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 印西地域交流プレイスの利用は、施設の運営、施設維持管理に支障ない範囲で施設の利用者等に還元できるものであること。ただし、営利目的等の活動に該当しないものに限ることとする。

(利用できる者)

第3条 印西地域交流プレイスを利用できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域交流を目的とした自治会団体、老人会、社会福祉協議会、民生委員、子供会等の会議、研修会、講演会、レクリエーション等。
- (2) その他、特別養護老人ホーム印西施設長（以下 施設長 という）が認めたもの。

(利用定員)

第4条 利用定員は、20 名とする。

(利用できる日時)

第5条 利用できる日及び時間は、施設の運営、施設維持管理に支障ない範囲で、年末年始（12 月 31 日から 1 月 3 日）を除く、月曜日、木曜日、土曜日、日曜日、祝祭日の午前 10 時から午後 5 時までとする。

(利用手続き及び承認)

第6条 地域交流プレイスを利用するときは、第 2 項から第 6 項の各項により手続きを行い、施設長の承認を得るものとする。

2. 利用を希望する者は、あらかじめ施設に「印西地域交流プレイス Cafe de Love 利用申込書」（以下 申込書 ）を提出するものとする。
3. 利用申し込みは、次のとおりとする。
 - (1) 電話、FAX、書類の持ち込みにより施設で受け付ける。
 - (2) 受付は利用しようとする日の属する月の 2 ヶ月前の 1 日からとする。
 - (3) 受付時間は、年末年始（12 月 31 日から 1 月 3 日）を除く、月曜日、木曜日、土曜日、日曜日、祝祭日の午前 10 時から午後 5 時までとする。
 - (4) 利用取り消しの場合、利用者はその旨を利用日以前の上記時間に連絡しなければならない。
4. 利用承認は、1 週間以内に施設から代表者へ連絡する。

5. 利用者は、申込書の内容に変更が生じた場合、その旨を施設に連絡しなければならない。
6. 第2項から第5項の規定にかかわらず、施設長が必要と認めた場合、手続きの方法や利用回数を変更することができる。

(承認の基準)

第7条 次に掲げる場合においては、施設長は前条の承認をしない。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 秩序を乱す恐れのあるとき。
- (3) その他、管理上支障のあるとき。

2. 前項の各号のほか、施設長は利用手続きをしたものがこれまでの利用について次の各号のいずれかに該当しているときは承諾しないものとする。ただし、施設長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく、利用しなかったこと。
- (2) 前号のほか、この要綱の規定に著しく違反したと認められるとき。

(利用の条件)

第8条 施設長は、利用を承認する場合において、管理上必要条件を付けることができる。

(利用の制限)

第9条 施設長は、利用者が承認条件に違反したと認めたときは、その利用承認を取消し又は利用条件を制限し、若しくは停止することができる。

(遵守事項)

第10条 地域交流プレイスを使用する利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 地域交流プレイスの使用に際しては施設職員の指示に従う。
- (2) 使用時間を守り、原状回復の上退出する。
- (3) 地域交流プレイスでの飲酒はしない。
- (4) 地域交流プレイスでの喫煙はしない。
- (5) 利用の際に発生したゴミ等は、利用者が持ち帰る。

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 施設の利用の承認を受けた利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、利用が終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。

第9条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止された時も同様とする。

(損害の賠償)

第13条 利用者は、施設等を棄損し、又は滅失したときは、施設長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に規定のない事項については、その都度、協議することとする。

付則

1. この要綱は、平成30年9月16日から施行する。